

令和4年10月6日（投げ込み日）

**雲 仙 市**

担当課	健康福祉部	保護課
担当者	課長 堀田	一樹
電 話	0957-36-2500	
F A X	0957-36-8900	

令和4年度雲仙市補正予算（第5回）の専決処分について

～ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ～

雲仙市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和4年度の市民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として1世帯当たり5万円を給付する事業に係る経費として、一般会計補正予算294,949千円を10月6日付で専決処分いたしましたので、お知らせいたします。

〔 内 容 〕

今回補正（専決処分）の主な内容

○一般会計

〈 今回補正額 〉

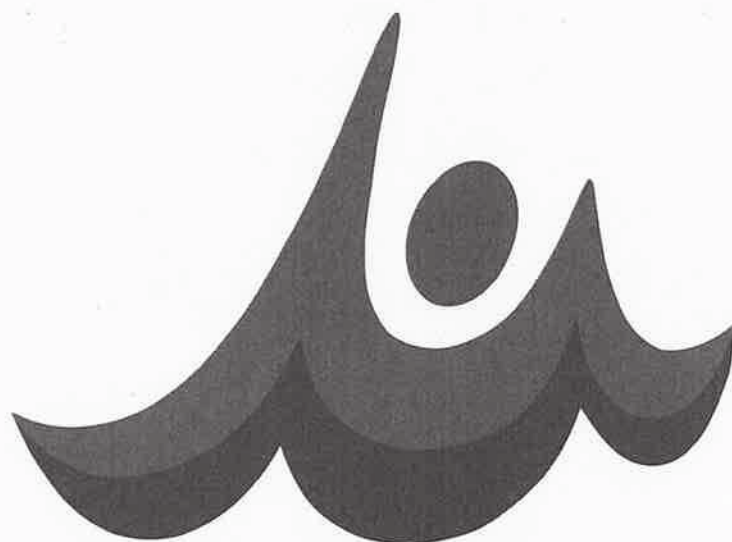
・ 電力等価格高騰緊急支援給付金支給事業

294,949千円

※上記事業の詳細については、別紙の『令和4年度補正予算資料（第5回補正）』をご覧ください。

令和4年度  
雲仙市補正予算資料

(第5回補正)



<資料の目次>

令和4年度第5回補正予算の概要  
一般会計補正予算(第5号)

ページ

1  
2

長崎県 雲仙市

# 令和4年度第5回補正予算の概要

令和4年10月6日  
雲仙市財務部財政課

## 1 今回補正額

(単位：千円)

会計名	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	対前年度 同期比(%)
一般会計	31,266,670	294,949	31,561,619	△ 8.3
合計	42,646,918	294,949	42,941,867	△ 6.2

※1 対前年度同期比は、補正後予算額の比較

※2 合計欄の補正前・後予算額には、今回補正を行わなかった会計分を含む。

## 2 今回補正の内容

〈歳入歳出予算〉

[今回補正額] [予算計上区分]

### ① 一般会計

電力等価格高騰緊急支援給付金支給事業

294,949千円

新規

## 3 今回補正の留意点

### ① 新型コロナウイルス感染症対策経費を計上

●一般会計（第5号）	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	対前年度 同期比(%)	※再掲
	31,266,670	294,949	31,561,619	△ 8.3	

### 補正予算の項目

〈歳入〉

(単位：千円)

No.	款	項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	所管課名	新規		予算書 ページ
1	15 国庫支出金	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金	0	294,941	294,941	保護課	○		11
2	20 繰越金	前年度繰越金	394,294	1	394,295	財政課			12
3	21 諸収入	雇用保険個人負担金	1,759	7	1,766	人事課			13

〈歳出〉

(単位：千円)

No.	款	項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	所管課名	新規	総合 計画	予算書 ページ	本資料 ページ
4	3 民生費	電力等価格高騰緊急支援給付金 支給事業	0	294,949	294,949	保護課	○	1	17	3

※職員人件費含む。

#### 【雲仙市総合計画における基本方針】

1 暮らしと安心    2 産業と交流    3 社会基盤と環境    4 人財と郷土    5 協働と戦略

一般会計(3 民生費)

1 暮らしと安心

電力等価格高騰緊急支援給付金支給事業【新規】

●事業目的

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和4年度の市民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として1世帯当たり5万円を給付する。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 国の「物価・賃金・生活総合対策本部」の方針に基づき電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
0	294,949	294,949

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	その他	一般財源	
294,949	294,941			7	1	需用費 867
(294,949)	(294,941)			(7)	(1)	役務費 4,560
(財源割合)	(100%)					委託料 5,341
						その他 6,431
						負担金、補助及び交付金 277,750

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

- (1) 支給対象者  
 令和4年9月30日（基準日）において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の①又は②に該当する世帯の世帯主  
 （直接の影響は少ないものの、国の施策により生活保護世帯を含む。）  
 ①令和4年度分の住民税が非課税である世帯  
 ※ただし、住民税が課税されている方に扶養されている親族のみで構成されている世帯は除く。  
 ②非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変した世帯（家計急変世帯）
- (2) 支給対象世帯数  
 ①5,500世帯+②55世帯=5,555世帯
- (3) 支給額  
 1世帯当たり5万円
- (4) 支給方法  
 ①の世帯は、11月上旬に確認書を送付し、順次支給予定  
 ②の世帯は、申請受付後に支給予定

●事業担当課 健康福祉部 保護課